

別記様式第15号-1(第29第4項関係)

令和4年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金) 都道府県等成果及び評価報告書(令和5年8月作成)

都道府県等名:広島県

目的	目標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メ ニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標	達成度		
I 農畜水産物の安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 12.5%	2.7%	111%	広島県	12.5%	111%	61,000	
	海洋生物毒等の監視の推進	海洋生物毒のモニタリングの総実施数 192回 有害微生物又はノロウイルスのモニタリングの総実施数 120回 計 312回	貝毒発生監視調査 203回 ノロウイルス監視調査 113回 計 316回	貝毒発生監視調査 105% ノロウイルス監視調査 94% 計 101%	広島県	貝毒発生監視調査 203回 ノロウイルス監視調査 113回 計 316回	貝毒発生監視調査 105% ノロウイルス監視調査 94% 計 101%	503,260	
II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 98.5	82.2	83%	広島県	98.5	83%	11,997,000	
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合 92.6%	92.6%	100%	広島県	92.6%	100%	200,000	
総 計・総合達成度					総合達成率 84% 達成度 A			12,761,260	

国による評価の概要

「家畜衛生の推進」目標における、家畜衛生に係る取組の充実度が83%であったことから、「総合達成度は84%(総合評価A)」となった。事業全体としては適切に実施されたものと評価する。

目標 農薬の適正使用等の総合的な推進

事業実施期間 令和4年度	都道府県等名、都道府県域を越えた取組又は広域の取組の事業実施主体名 広島県
--------------	---------------------------------------

事業の実施方法
 消費・安全対策交付金実施要領(以下「実施要領」という。)別添1の事業メニューの実施に当たってのガイドライン第1の1の(2)のア及びイの規定に沿って実施。

1 農薬の安全使用の推進
 6月1日から8月31日までの3か月間を農薬危害防止の重点期間と定め、農薬適正使用に係る啓発活動により、農薬使用者への農薬の危害防止について周知徹底を図った。
 また、令和4年4月及び令和5年3月に権限移譲市町(17市町)担当者を対象とした、農薬取締法研修会を行った。

2 農薬の適切な管理及び販売の推進
 農薬販売者、農薬使用者に対し、立入検査による監視を実施し、農薬の適切な販売及び管理等について確認を行うとともに、改善指導を行った。

3 現状値及び目標値の設定
 (不適切な販売及び使用の発生割合:実施要領別表1に基づき設定)

(1)現状値(平成30~令和2年度の延べ実施数に対する違反率)
 (販売違反率32.2%+使用違反率0%) / 2 = 16.1%

不適切な販売(使用)者数 / 調査等実施販売(使用)者数 違反率
 ア 販売状況 20 / 62 × 100 ≒ 32.2%
 イ 使用状況 0 / 33 × 100 = 0%

(2)目標値(令和4年度)
 (販売違反率25.0%+使用違反率0%) / 2 = 12.5%

不適切な販売(使用)者数 / 調査等実施販売(使用)者数 違反率
 ア 販売状況 5 / 20 × 100 = 25.0%
 イ 使用状況 0 / 10 × 100 = 0%

項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	16.1%	12.5%	2.7%	111%	A
<地区推進事業>					

事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)
(1)農薬の安全使用の推進	・危害防止講習会等 5回 ・危害防止運動参加者 2,391名 ・農薬適正使用に係る 啓発活動 100回	106,404	51,000	47
(2)農薬の適切な管理及び販売の推進	・立入検査等の指導 販売者19件 使用者11件	24,972	10,000	40
(計)		131,376	61,000	46

事業の成果

1 農薬の安全使用の推進

(1) 危害防止講習会等の研修会

- ア 農薬危害防止講習会 (5回)
- イ 農薬取締法等に係る担当者研修会 (2回)

令和4年4月13日及び令和5年3月9日に、権限移譲市町の担当者(延べ28名)を対象に農薬取締法(以下「法」という。)等に係る担当者研修会を実施。

(2) 農薬適正使用に係る啓発活動(100回)

- ア 農薬適正使用講習会(84回) 期間: 令和4年6月1日~8月31日
県及び市町等が主催で、農薬使用者等を対象として、農薬適正使用等を周知。
- イ 農薬使用者に対する現地調査(16回)
権限移譲市町において、農薬使用状況等を確認し、農薬適正使用を周知。
- ウ 農薬危害防止運動参加者 延べ2,391名

2 農薬の適切な管理及び販売の推進

(1) 農薬販売者への立入検査(県が所管する6市町)

- ア 農薬販売届出数: 117販売所
- イ 立入検査実施数: 19件
- ウ 検査内容: 販売届等の届出状況、帳簿及びその内容、保存状況、農薬の保管状況等、販売の制限・禁止等に関する事等を確認。
- エ 検査結果等(農薬取締法の規定違反を確認した販売所数及び違反概要)
法第17条に基づく届出に関する違反: 1件(変更1件)
- オ 改善指導状況: 販売所の責任者に対して説諭し、改善の理解を得るとともに、後日文書にて改善事項を通知。

(2) 農薬使用者への立入検査

- ア 立入検査実施数: 11件
- イ 検査内容: 農薬使用帳簿の整備、農薬の使用状況、農薬保管状況等に関する事等を確認。
- ウ 検査結果等: 法の規定違反はなし。

3 目標値に対する実績及び達成度(実施要領別表1に基づき算出)

(1) 不適切な販売及び使用の違反率

- 不適切な販売(使用)者数/調査等実施販売(使用)者数 × 100 = 違反率
- ア 販売状況 1 / 19 × 100 = 5.3%
 - イ 使用状況 0 / 11 × 100 = 0%

(2) 実績(農薬の不適切な販売及び使用の発生割合)

(販売違反率 5.3% + 使用違反率 0%) / 2 = 2.7%

(3) 目標値に対する達成度(小数点以下第1位は切り捨て)

(1-実績値) / (1-目標値) × 100 ≒ 達成度
(1-0.027) / (1-0.125) × 100 ≒ 111%

4 成果

(1) 農薬の安全使用の推進事業

権限移譲市町の担当者へ法等に係る担当者研修会を実施することで、法の概要、農薬遵守省令、最近の農薬情勢に関する情報等についての理解が深まり、農薬使用者等に対する農薬の適正使用や適切な保管・管理に係る啓発がより効果的に行われ、農薬使用者等の農薬の適正使用等に係る意識の向上が図られた。

(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進事業

農薬販売者に対する講習会や立入検査等で、農薬の適切な管理及び販売の推進及び法令遵守状況の確認等を行ったことにより、農薬販売者の法令遵守への理解の向上が図られた。

(3) 農薬販売者19件及び農薬使用者11件に対する立入検査により、法令遵守状況を確認した結果、

改善指導を要する事例は目標5件に対して1件確認されたが、責任者に対する関係法令の遵守を説諭し、届出関係の改善を図った。

(4) 法に係る担当者研修会が2回、農薬適正使用に係る啓発活動が100回、農薬危害防止運動参加者が延べ2,391名であり、農薬販売者への立入検査を19回、農薬使用者への立入検査を11回実施しており、おおむね計画通り実施できている。

都道府県等、都道府県域を越えた取組又は広域の取組の事業実施主体による評価の概要

適切に事業が実施されている。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議
(第三者会議)

(委員については別紙参照)

事業が適切に実施されているので、第三者会議としては特段、指摘する点はない。

国による評価の概要

目標値は達成されており、研修会等の開催、啓発活動の実施及び立入検査に関する事業は適切に実施されたと評価する。

目標 海洋生物毒等の監視の推進					
事業実施期間 令和4年度			都道府県等名 広島県		
【事業の実施方法】					
1 海洋生物毒のモニタリング調査					
(1) 貝毒発生監視調査					
本県では平成4年に初めて貝毒が発生し、その後は毎年のように二枚貝の毒化が起きていることから、生産段階のリスク管理を適切に実施するため以下の検査計画に基づき貝毒発生監視調査を実施した。					
(検査計画)					
(麻痺性・下痢性)	検査対象	かき、アサリ、ムラサキイガイ			
	検査方法	麻痺性: マウス公定法 下痢性: 機器分析法			
	検査期間	上期4月～5月、下期10月～3月			
	検査定点総数	24点(かき:16、アサリ:6、ムラサキイガイ:2) (海域名: 広島湾西部、広島湾北部、広島湾中部、 広島湾南部、呉湾、広湾、三津湾、広島県東部)			
	検査回数	麻痺性	7回以上	下痢性	1回以上
	監視調査検体数	192回(麻痺性:168回 下痢性:24回) (内訳 麻痺性:24×7=168回 下痢性:24×1=24回)			
(2) 海洋環境調査					
貝毒発生監視調査を的確に実施する必要があることから貝毒の原因プランクトンの出現動向を把握するために、上記の海域において採水・検鏡検査による定期的なモニタリング調査を実施した。					
2 ノロウイルス監視調査					
本県では、平成18年にノロウイルスによる風評でかきの消費が落ち込んだ経緯があり、消費者のかきに対する不安感を払拭することが課題であることから、生産段階におけるかきのノロウイルス汚染のリスク管理を行うため、以下の検査計画に基づきノロウイルス監視調査を実施した。					
(検査計画)					
(ノロウイルス)	検査対象	かき			
	検査方法	PCR法			
	検査期間	上期4月～5月、下期10月～3月			
	検査定点総数	検査地点総数 15点(海域名: 広島湾西部、広島湾北部、 広島湾中部、広島湾南部、呉湾、広湾、三津湾、広島県東部)			
	検査回数	8回			
	監視調査検体数	120回(15×8=120回)			
【目標値】					
海洋生物毒のモニタリングの総実施数:192回					
有害微生物又はノロウイルスのモニタリングの総実施数:120回					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
海洋生物毒のモニタリングの総実施数	167回	192回	203回	105%	
有害微生物又はノロウイルスのモニタリングの総実施数	(-)	120回	113回	94%	
計	167回	312回	316回	101%	A
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
(1) 海洋生物毒等のモニタリングのための調査分析・分析機器の整備	貝毒発生監視調査	1,006,520	503,260	50	
	ノロウイルス監視調査				
計		1,006,520	503,260		

【事業の成果】

1 海洋生物毒のモニタリング調査

(1) 貝毒発生監視調査

貝毒発生監視調査を実施したことでの確に二枚貝類の毒化状況が把握でき、毒化した二枚貝類の流通及び健康被害の発生を未然に防止することができた。

(貝毒発生監視調査
実績根拠)

検査対象 : かき16、アサリ6、ムラサキイガイ2 計24定点

検査方法 : 麻痺性-マウス公定法、下痢性-機器分析法

検査回数 : 11回(麻痺性貝毒8、麻痺性貝毒(臨時)2、下痢性貝毒1)

麻痺性貝毒の毒化状況等により、臨時の検査を2回実施した。

監視調査検体数 : 203回(麻痺性183回、下痢性20回)

麻痺性 24地点×8回 - 欠測28回 = 164回

臨時 2地点×1回 + 17地点×1回 = 19回

下痢性 24地点×1回 - 欠測4回 = 20回

欠測は、出荷時期外やアサリの資源量低下等の理由で検体を用意できなかったため。

(2) 海洋環境調査

海洋環境調査の実施により、貝毒原因プランクトンの発生状況を把握し、発生状況に応じた貝毒発生監視調査が的確に行える体制整備に資することができた。

2 ノロウイルス監視調査

ノロウイルス監視調査を実施することで、その結果を生産者への助言に役立てることにより、生産段階におけるカキのノロウイルス汚染のリスク管理に資することができた。

(ノロウイルス監視調査
実績根拠)

検査対象 : かき15定点

検査方法 : PCR法

検査回数 : 8回

監視調査検体数 : 113回(=15定点×8回 - 欠測7回)

欠測は、出荷時期外で検体を用意できなかったため。

【達成度】

1 貝毒発生監視調査

実績値 : 203回

達成度 : 実績値(203) / 目標値(192) × 100 = 105%

2 ノロウイルス監視調査

実績値 : 113回

達成度 : 実績値(113) / 目標値(120) × 100 = 94%

都道府県等による評価の概要

定期的な貝毒発生監視調査、ノロウイルス監視調査及び海洋環境調査により、二枚貝の毒化状況等を的確に把握し、食品としての安全性確保に資することができた。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議

(第三者会議)(委員については別紙参照)

事業を適切に実施している。

国による評価の概要

目標値は達成されており、海洋生物毒及びノロウイルスの監視の推進が適切に行われていることから、事業は適切に実施されたと評価する。

目標 家畜衛生の推進					
事業実施期間 令和4年度		都道府県等名 広島県			
事業の実施方法					
【事業内容】 畜産物の安全性確保及び安定供給には、生産段階における家畜衛生の推進を図る必要があることから、疾病の発生予防、早期発見や疾病発生時の体制整備、飼育管理等についての調査・指導などの取り組みを行った。					
(1) 監視体制の整備・強化 BSE検査・施設賃借及び家畜衛生関連情報の整備等					
(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防 飼養衛生管理基準遵守強化等					
(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 防疫演習等の開催等及び家畜伝染病発生時の体制整備等					
(4) 畜産物の安全性の向上 動物用医薬品の適正使用・流通の推進等					
【目標値の考え方】 ○家畜衛生に係る取組の充実度 98.5 検査件数について、過去3年間の平均と同程度を計画している。近年、全国的に発生件数が増加している牛伝染性リッパ腫の摘発に重点をおいて検査を行っており、疾病発生件数については、ほぼ同程度の発生件数を見込んでいる。 なお、特定疾病の集団発生等があった場合には、検査体制を更に拡充させ、家畜衛生の推進を図ることとしている。					
・現状 ・令和元-3年度伝染性疾病発生件数(平均):74件 ・令和元-3年度検査件数(平均):11,108件					
・実施後 ・令和4年度伝染性疾病発生件数:75件 ・令和4年度検査件数:11,100件					
・目標値 A:家畜の伝染性疾病の検出率の減少率: $\{(74/11,108)-(75/11,100)\} \div (74/11,108) = -0.014$ B:Aにおける対象疾病の検査件数の増加率: $(11,100-11,108) \div 11,108 = -0.001$ 目標値: $100 \times (1+A) \times (1+B) = 98.5$					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
家畜衛生に係る取組の充実度	100	98.5	82.2	83%	A
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
(1) 監視体制の整備・強化	BSE検査・施設賃借及び家畜衛生関連情報の整備等	17,630,652	8,815,000	49	
(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防	飼養衛生管理の改善・向上の指導	456,484	228,000	49	
(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止	防疫演習等の開催等及び家畜伝染病発生時の体制整備等	5,163,236	2,581,000	49	
(4) 畜産物の安全性向上	動物用医薬品の適正使用・流通の推進等	747,260	373,000	49	
(計)		23,997,632	11,997,000		

事業の成果

【実施状況】

- イ 精度管理の適切な実施
 - 校正周期等を適切に管理し必要な検査機器の校正を実施すること及び外部精度管理を定期的に受検することで、検査の信頼性を確保することができた。
 - ・リアルタイムPCR(1台)、サーマルブロッカー(1台)、微量高速冷却遠心機(1台)、マイクロベット(1本)、プレートリガ- (3台)
 - ・精度管理受検：6項目(鳥インフルエンザRT-PCR・リアルタイムPCR・ELISA、豚熱ELISA・中和、ヨーネ病リアルタイムPCR)
- ウ サーベイランスの円滑化
 - (ア) BSE検査・清浄化の推進
 - 汚染実態及び防疫対策の有効性を検証した結果、現在の対策が有効であることが確認できた(検証頭数：148頭)
 - ・96か月齢以上の死亡牛 111頭 全頭陰性
 - ・48か月齢以上の死亡牛 37頭 全頭陰性
 - a 採材・検査資材の購入等
 - BSE検査施設等リリース フォークリフト(1台)、牛保管用パレット(12個：R4.4～R4.11、6個：R4.12～R5.3)、冷凍コンテナ(2基)
 - 購入品目 解剖刀替刃(45枚)、すいとるシート(10セット)、チップ(7,000本)他
 - b 死亡牛取扱い機器の導入
 - 牛保管パレット(2個：R5.4～共用開始)
 - (2) 家畜の伝染性疾病の発生予防
 - 家畜飼養農場1,215戸に対し、家畜伝染病予防法に基づく定期報告の手引きを送付し、飼養衛生管理基準の自己点検を啓発することで、飼養管理の衛生水準の改善向上を図った。
 - (3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止
 - (ア) まん延防止の円滑化
 - 関係機関等への説明会等を実施することで、広範囲な地域に影響を及ぼす家畜伝染病の発生に備え、防疫体制の充実を図ることができた。
 - ・関係機関への説明会、防疫演習等 21回
 - a 家畜防疫に係る説明会等：15回 重大な動物感染症全般
 - ・R4.5月 1回 市町等畜産担当者会議 県庁舎(東広島) 57名(県・関係団体)
 - ・R4.6月 1回 防疫推進会議 県庁舎(庄原) 20名(県・市・関係団体)
 - ・R4.7、9月 4回 危機対策支部班員説明会 県庁舎(東広島、庄原) web等 216名(県)
 - ・R4.9月 1回 県境防疫検討会 県庁舎(広島、島根、鳥取) web 3名
 - ・R4.10月 1回 防疫資材に関する会議 県庁舎 計6名(県)
 - ・R4.10月 2回 危機対策支部班員説明会 県庁舎(福山、尾道) 88名(県)
 - ・R4.11、12月 5回 危機対策支部動員者説明会 県庁舎(三次、庄原、福山、尾道、三原) 72名(県)
 - b 防疫演習：6回
 - ・R4.9.27 第1回畜産班員防疫演習 県庁舎(福山) 13名(県)
 - ・R4.10.6 家畜伝染病防疫演習 広島合同庁舎 40名(県・国)
 - ・R4.10.26 第2回畜産班員防疫演習 県庁舎(福山) 11名(県)
 - ・R4.10.27 HPAI地域防疫演習(埋却地試験演習) 県庁舎、畜産農家(庄原) 40名(県・市・関係団体・畜産農家・建設業者)
 - ・R4.11.9 豚熱発生想定防疫演習 農業技術センター(東広島) 57名(県・市・関係団体)
 - ・R4.11.24 指揮・命令防疫演習 県立総合体育館 69名(県・市・関係団体・警察)
 - (イ) 疾病発生時の体制整備
 - HPAI発生時に、防疫従事者の衛生管理等に係る資材の支援等の防疫措置を迅速に行うことができた。
 - 防疫措置等：県職員 401名、資材：使い捨てカイロ、中継基地資材
 - (4) 畜産物の安全性の向上
 - イ 動物用医薬品の適正使用と危機管理
 - 次の取組により、安全な畜産物の供給体制を推進することができた。
 - a 動物用医薬品の適正使用と流通 28店舗立入、全て適切に実施を確認した。
 - b 医薬品の検査 1品目収去し、合格を確認した。
 - c 医薬品の使用実態調査 農場30戸立入し、適切使用を確認した。
 - d 薬剤耐性の発現状況調査 国が定める菌種(サルモネラ、黄色ブドウ球菌)は分離されなかった。

【成果】

- ・現状
 - ・令和元-3年度伝染性疾患発生件数(平均)：74件
 - ・令和元-3年度検査件数(平均)：11,108件
- ・実施後
 - ・令和4年度伝染性疾患発生件数：66件
 - ・令和4年度検査件数：9,517件
- ・目標値
 - A：家畜の伝染性疾患の検出率の減少率： $\{(74/11,108)-(66/9,517)\} \div (74/11,108) = -0.041$
 - B：Aにおける対象疾患の検査件数の増加率： $(9,517-11,108) \div 11,108 = -0.143$
 - 目標値： $100 \times (1+A) \times (1+B) = 82.2$
- ・達成度=実績値/目標値 $\times 100 = 82.2/98.5 \times 100 = 83.3\%$ …留意事項2(3)から、評価はAに該当

都道府県等による評価の概要

本事業を活用した、確実なBSE検査の実施、検査機器の精度管理、農場や関係団体へ最新の伝染病関係情報の提供及び関係機関等への説明会等を実施することで、広範囲な地域に影響を及ぼす家畜伝染病の発生に備え、防疫体制の充実を図ることができた。豚熱ワクチンの初回接種及び県内養鶏場における高病原性鳥インフルエンザ発生等の緊急時案対応により予定していた検査件数に達しなかったが、飼養衛生管理基準の周知等により伝染性疾患発生件数が例年と同程度であったことから、指標となる充実度(実績値)は目標値を下回ったものの、達成度は83%となり、A評価に該当した。

また、令和4年シーズンは、県内で6件の高病原性鳥インフルエンザが発生したが、防疫体制の整備(旅費(家畜防疫員以外)、使い捨てカイロ、中継基地資材等)を実施し、防疫措置を迅速かつ的確に行ったことで、高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止する効果があった。

本事業内容を継続したことで、年間を通じて迅速で正確な防疫対応を実施し家畜伝染病対策を推進できたが、これらの成果は恒常的なものではなく、取り組みの継続は必須であると考えている。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施設検討会議
(第三者会議)(委員については別紙参照)

事業を適切に実施している。

国による評価の概要

県内でHPAIが連続発生した際にも防疫措置を適切に行い、目標値は概ね達成されており、事業は適切に実施されたと評価する。

伝染性疾患発生件数を減少させるため、継続的に発生する慢性疾患については、その要因及び効果的な対策を十分検討の上、引き続き、監視体制の整備、伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に取り組まれることを期待する。

目標 養殖衛生管理体制の整備					
事業実施期間 令和4年度			都道府県等名 広島県		
事業の実施方法					
<p>広島県の海面では島しょ部で魚類養殖、沖合いではノリ養殖、内水面では資源増殖、食用魚及びニシキゴイの養殖も行われている。消費者の食品の安全性に対する要求が高まる中、養殖水産物に関しては、医薬品等の使用状況や養殖漁場の環境に大きな関心が寄せられており、養殖水産物の安全性を確保することが課題となっている。</p> <p>健全で安全な養殖魚の生産に寄与するため、魚病の発生予防及びまん延防止を図るとともに、水産用医薬品の適正使用を指導する必要があることから、以下の事業を実施した。</p>					
1 総合推進会議の開催等 魚病情報の交換や防疫措置及び衛生管理技術等を検討するため、養殖衛生管理等の全国会議に参加した。					
2 養殖衛生管理指導 養殖水産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に寄与するため、本県の養殖経営体に対し、魚病指導研修会の開催、並びに周年にわたり水産用医薬品等の適正使用指導に係る巡回指導等を実施した。					
5 疾病の発生予防・まん延防止 魚病の発生予防及びまん延防止を図るため、特定疾病に係る魚病診断や、アユ冷水病等保菌検査を行った。					
【目標値】 養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合 ： 養殖衛生指導を行う経営体数(100)／経営体数(108)×100=92.6%					
〔目標値の根拠〕					
・経営体数 108(109)					
① 給餌養殖経営体数 92(91)					
② アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数 20(20)					
・水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数 4(4)					
・養殖衛生指導を行う経営体数(実経営体数) 100(101)					
① うち指導会議によるもの 23(23)					
② うち巡回指導によるもの 44(44)					
③ その他によるもの 100(101)					
※()内は、R3年度の数値					
目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合	92.7%	92.6%	92.6%	100%	A
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)	
(1)総合推進会議の開催等	養殖衛生対策会議等	39,580	19,790	50	
(2)養殖衛生管理指導	魚病指導研修会等	155,060	77,530	50	
(5)疾病の発生予防・まん延防止	特定疾病・アユ冷水病等保菌検査等	205,360	102,680	50	
計		400,000	200,000		

【事業の成果】

- 1 総合推進会議の開催等
全国養殖衛生管理推進会議に参加したことにより、最新の魚病等の情報や養殖衛生管理指導にかかる知見を深めた。
- 2 養殖衛生管理指導
本県の養殖経営体に対し、魚病指導研修会を開催し養殖技術指導を行ったこと、並びに、周年にわたり水産用医薬品等の使用状況調査指導に係る巡回指導等を実施したことにより、養殖水産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に資することができた。
- 5 疾病の発生予防・まん延防止
養殖経営体等に対して、特定疾病に係る魚病診断等やアユ冷水病等保菌検査を行ったことにより、魚病の発生予防及びまん延防止が図られ、健全で安全な養殖魚の生産体制が確保された。

【実績値及び根拠】

ア	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合 養殖衛生指導等を行った経営体数（100）／経営体数（108）×100＝92.6%・・・【実績値】	
イ	経営体数	108
	① 給餌養殖経営体数	92
	② アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数	20
ウ	水産医薬品適正使用指導等会議の開催回数	4
エ	養殖衛生指導等を受けた経営体数（実経営体数）	100
	① うち指導会議によるもの	23
	② うち巡回指導によるもの	45
	③ その他によるもの	100

【達成度】 実績値（92.6%）／目標値（92.6%）＝100%

都道府県による評価の概要

本県の養殖経営体に対し、水産用医薬品等の適正使用の指導を実施した結果、養殖水産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に寄与できた。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議
（第三者会議）（委員については別紙参照）

事業を適切に実施している。

国による評価の概要

目標値は達成されており、養殖経営体に対する養殖衛生管理指導及び疾病の発生予防・まん延防止対策が適切に行われていることから、事業は適切に実施されたと評価する。

別記様式第15号-1(第29第4項関係)(特別交付型交付金)

令和4年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金) 都道府県等成果及び評価報告書 (令和5年8月作成)

都道府県等名:広島県

目的	目標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標	達成度		
Ⅱ 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	CSF及びASFのまん延防止	CSF及びASFのまん延防止	達成	広島県	CSF及びASFのまん延防止	達成	6,238,000	
総計・総合達成度				総合達成率 達成				6,238,000	総合評価 適正

国による評価の概要

総合達成度は「達成」であり、総合評価「適正」は妥当と判断する。なお、事業は適切に実施されたと評価する。

別記様式第14号-4(第29第1項関係)(特別交付型交付金)

目標 家畜衛生の推進	都道府県等名 広島県
事業実施期間 令和4年度	
事業の実施方法	
<p>【事業内容】 国内における豚熱(CSF)及び近隣諸国におけるアフリカ豚熱(ASF)の発生が継続して確認されており、県内の養豚施設への当該疾病の侵入防止対策が必要であることから、次の取組を行った。</p> <p>(2)家畜の伝染性疾病の発生予防 国内線靴底消毒マットの設置</p> <p>(5)野生動物の対策強化 野生動物の清浄性確認検査</p> <p>(6)家畜衛生の推進に係る関連機器の整備 家畜衛生の推進に係る関連機器整備等</p> <p>【目標値の考え方】 国内における豚熱(CSF)及び近隣諸国におけるアフリカ豚熱(ASF)の発生が継続して確認されており、当該疾病の県内養豚施設への侵入防止対策が必要である。</p> <p>【目標値】 CSF及びASFのまん延防止 ・現状 県内養豚施設におけるCSF及びASFの発生件数(令和3年度) 0件 ・事業実施後 県内養豚施設におけるCSF及びASFの発生件数(令和4年度) 0件</p>	

目標値					
項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
家畜の伝染性疾病のまん延防止	CSF及びASFのまん延防止	CSF及びASFのまん延防止	CSF及びASFのまん延防止	達成	適正

事業内容及び実績額				
事業内容	規格・規模等	所要額実績(円)	左の交付金相当額(円)	交付率(%)
(2)家畜の伝染性疾病の発生予防	国内線靴底消毒マットの設置(使用料及び賃借料)	411,840	205,000	49
(5)野生動物の対策強化	野生動物の清浄性確認検査 (委託料, 需用費)	5,362,282	2,558,000	47
	(検査促進費)	1,800,000	1,800,000	100
(6)家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備	家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備等	6,570,300	1,675,000	25
(計)		14,144,422	6,238,000	

事業の成果

【実施状況】

(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防

広島空港国内線出口に靴底消毒マットを設置することで、海外から他県の空港を經由して本県へ入場する旅客を介したASFの県内への侵入を防止することができた。

設置箇所：2箇所

(5) 野生動物の対策強化

リスクが高い地域における野生動物対策として、捕獲いのししの豚熱等検査体制を構築し、監視体制を強化することができた。

捕獲いのししの豚熱等検査頭数 300頭 全頭陰性を確認

検査促進費 (6,000円×300頭分)

材料採取及び送付委託 (300頭分) 委託先：一般財団法人広島県環境保健協会

(6) 家畜衛生の推進に係る関連機器の整備

CSF及びASF検査に必要な検査機器を配置することで、迅速な検査体制を整備することができた。

マイクロプレートリーダー1台、血球計算機1台、ライトサイクラー1台

【成果】

CSF及びASFのまん延防止

・現状	県内養豚施設におけるCSF及びASFの発生件数 (令和3年度)	0件
・事業実施後	県内養豚施設におけるCSF及びASFの発生件数 (令和4年度)	0件

都道府県等による評価の概要

野生イノシシや人流を介した感染地域の拡大や養豚施設へのまん延を防止するため、水際対策の強化として、空港における靴底消毒を実施することで、県内への豚熱及びアフリカ豚熱の侵入を防止する効果があった。また、豚熱検査機器を整備したことで、監視体制の強化により、県内野生いのししの豚熱等浸潤状況を迅速かつ適切に把握し、豚熱等対策への体制づくりや野生いのししのサーベイランス検査の促進に寄与することができた。

専門家((一社)広島県畜産協会 大竹昭仁主管)における評価の概要 R5.8.9 広島県庁

- ・高病原性鳥インフルエンザの継続発生があったにもかかわらず、養豚農家への豚熱及びアフリカ豚熱の侵入は防止できている。
- ・広島空港における家畜伝染性疾病の発生防止対策も適切に実施されており、今後とも動物検疫所神戸支所広島空港出張所と連携して対策を継続していただきたい。
- ・野生いのししの清浄性確認検査についても、県全域で実施されており、監視体制が強化されている。引き続き、清浄性確認検査により、野生動物における豚熱ウイルスの拡大を早期に把握し、対策を講じてもらいたい。

第三者の主なコメント

広島県農業関係施策検討会議
(第三者会議)(委員については別紙参照)

事業を適切に実施している。

国による評価の概要

管内でCSF・ASFの発生リスクが高まる中、特定家畜伝染病等の遺伝子PCR検査の体制づくりの強化にも取り組み、目標は達成されており、特定家畜伝染病に係る事業は適切に実施されたと評価する。

HPAIが県内で発生したものの、事前の体制整備がなされ、適切に防疫措置を完了できたことは評価できる。

野生いのしし群におけるCSF及びASF浸潤状況確認のためのサーベイランス強化については、県内で体制の整備が行われ、安定的に確認することができる頭数を確保できたことは評価できる。

今後も、空港の水際対策や飼養衛生管理基準に基づく継続的な衛生指導の実施により、県内全体の衛生レベルの底上げや維持に取り組まれることを期待する。